

農林水産省

○経済産業省告示第 号

国土交通省

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三条第一項の規定

農林水産省

に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（平成二十九年五月二十三日経済産業省

国土交通省

告示第一号）を次のように改定したので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲

げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>二 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向</p> <p>1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針の位置付け</p> <p>我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、我が国ではこれまで各般の違法伐採に対する取組を進めてきたところである。</p> <p>平成十七年七月に英国で開催されたG8グリーングループ・サミットでは、違法伐採に対する取組について、木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとされた。これを受けて、平成十八年に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づき環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成十三年三月九日環境省告示第十一号。以下「グリーン購入法基本方針」という。）を改定するとともに、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性を適切に証明できるよう、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成することにより、持続可能性が配慮され、及び合法性が証</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、我が国ではこれまで各般の違法伐採に対する取組を進めてきたところである。</p> <p>平成十七年七月に英国で開催されたG8グリーングループ・サミットでは、違法伐採に対する取組について、木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとされた。これを受けて、平成十八年に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づき環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成十三年三月九日環境省告示第十一号。以下「グリーン購入法基本方針」という。）を改定するとともに、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性を適切に証明できるよう、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成することにより、持続可能性が配慮され、及び合法性が証</p>

明された木材・木材製品を政府調達の対象としたところである。

今後、政府調達の対象物品を取り扱う事業者だけでなく、木材関連事業者（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する木材関連事業者をいう。以下同じ。）が、合法伐採木材等（法第二条第二項に規定する合法伐採木材等をいう。以下同じ。）の利用を確保していくことにより、我が国の違法伐採に対する取組が自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するものとなるようにしていくことが必要である。

また、令和四年には、G7農業大臣会合やAPEC林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており、引き続き、国際的な議論が進んでいるところである。

こうした中、合法伐採木材等の流通及び利用を一層促進するため、木材関連事業者に対し、国内の木材流通の最初の段階において合法性の確認（法第六条第一項に規定する合法性の確認をいう。以下同じ。）等を実施することを義務付けるとともに、消費者に対する木材等（法第二条第一項に規定する木材等をいう。以下同じ。）の販売をする事業者を木材関連事業者に追加する等の措置を講じたところである。

明された木材・木材製品を政府調達の対象としたところである。

今後、政府調達の対象物品を取り扱う事業者だけでなく、木材関連事業者（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する木材関連事業者をいう。以下同じ。）が、合法伐採木材等（法第二条第二項に規定する合法伐採木材等をいう。以下同じ。）の利用を確保していくことにより、我が国の違法伐採に対する取組が自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するものとなるようにしていくことが必要である。

この基本方針は、このような認識の下、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものである。

2 法第二条の対象となる木材等

法第二条において、木材等は、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下同じ。）及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品とされている。木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 素材
- (2) 板材、角材及び円柱材
- (3) 単板、突き板及び構造用パネル
- (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- (5) のこくず・木くず（棒状、グリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片
なお、法の対象とする家具、紙等の物品については、グリーン購入法基本方針の特定調達品目（グリーンに基づき取組が調達の要件となっているものに限る。）を踏まえ当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するた

このため、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として、以下のとおり必要な事項を定める。

(新設)

めの措置の実施状況等を勘案し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項に規定しているとおりである。

法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。

3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向

合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、木材関連事業者は、国内に最初に木材等を流通させるに当たっては、当該木材等について合法性の確認等を行うとともに、その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、合法性の確認等に必要な情報提供等の体制整備を進め、国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われるよう、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

二 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向

合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材等（法第二条第一項に規定する木材等をいう。以下同じ。）の原材料となつている樹木が我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあつては、条例を含む。以下同じ。）に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努める。

国は、合法性の確認に必要な情報提供等の体制整備を進め、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる多数の木材関連事業者について登録実施機関（法第八条に規定する登録実施機関をいう。以下同じ。）が行う登録が促進されるよう、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について国民の理解を深めるよう努める。

二 合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する

(新設)

事項

1 木材関連事業者が行う合法性の確認等

合法性確認木材等が利用される環境を整備するためには、流通の各段階での対応が必要であるが、特に国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要である。このため、木材関連事業者は、第一種木材関連事業（規則第一条第一号に規定する第一種木材関連事業をいう。以下同じ。）をするときは、第六条から第八条までの規定により、譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし、合法性の確認を行うとともに、当該確認に関する記録を作成・保存し、当該木材等について他の木材関連事業者に譲渡しをするときは当該確認の結果等の情報の伝達を行うものとする。

合法性の確認の前提となる違法伐採リスクは、取り扱う木材等の種類や調達先等によって異なることが一般的であることから、違法伐採リスクの高低を考慮せずに画一的に合法性の確認を行うこととすると、合法性の確認の精度が担保されない場合や合法性の確認のために過大な負担が生じる場合がある。このため、法第六条第二項第二号に掲げる情報として複数の証明書等を入力できるときには、信頼性や簡明性を踏まえ、より適当な証明書等を活用したり、原材料情報以外の情報を勘案する等

、違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要である。このことから、木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（令和〇年農林水産省・経済産業省令第〇号。）第一条の規定により、法第四条第二項の情報等を踏まえて合法性の確認を行うものとする。

また、合法性確認木材等の流通及び利用を促進するためには、合法性確認木材等を取り扱う信頼性が高いと考えられる相手方と取引することや、登録実施機関が行う登録を受けること等の木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要である。このため、木材関連事業者は、法第十三条第一項第二号及び第四号から第六号までに規定する事項を判断の基準として、合法性確認木材等の数量を増加させるための措置等を行うよう努めるとともに、第二種木材関連事業（規則第一条第二号に規定する第二種木材関連事業をいう。以下同じ。）等をするときは、必要な記録の作成・保存及び情報の伝達に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

木材関連事業者が木材等の譲渡しを行うに当たっては、譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について、合法性の確認に関する情報を伝達することが重要である。

2 国が行う合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置

国は、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、インターネット等の媒体を通じて継続的に提供するものとする。また、合法性の確認等について、電子的に手続が行えるシステムの構築及び普及に取り組むこと等により、木材関連事業者の負担の軽減を図るものとする。これらの取組により、木材関連事業者による合法性の確認等の取組の深化及び効率化を図り、合法性確認木材等の流通割合を増やしていくものとする。

また、人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の人権の尊重に関する情報や、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令に関する情報の提供を行うものとする。

さらに、合法性確認木材等の流通等の把握に取り組むとともに、必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、指導及び助言を行い、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査その他必要な措置を行うものとする。

三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

1 木材関連事業者が取り组むべき措置

合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、違法伐採リスクは一定のものではなく、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化するものであることを踏まえ、合法性の確認等を通じて得られた知見を次の取引に活用し、継続的に取組精度の向上を図っていくことが重要である。これらことから、木材関連事業者は、法第十三条第一項第一号及び第三号に規定する事項を判断の基準として、体制の整備や、取引の相手方の選定に当たって過去の合法性の確認等の結果を踏まえて検討する等の違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする。

1 合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる木材等

合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる木材等は、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下同じ。）及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品とされている。

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 丸太
- (2) ひき板及び角材
- (3) 単板及び突き板
- (4) 合板、単板積層材及び集成材
- (5) 木質ペレット、チップ及び小片

なお、法の対象とする家具、紙等の物品については、グリーン購入法基本方針の特定調達品目（グリーンに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。）を踏まえ、当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省 国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項に規定しているとおりである。

法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の

状況等を踏まえて見直すこととする。

2 木材関連事業者の範囲

木材関連事業者は、第一種木材関連事業（規則第一条第一号に規定する第一種木材関連事業をいう。以下同じ。）を行う者と第二種木材関連事業（規則第一条第二号に規定する第二種木材関連事業をいう。以下同じ。）を行う者に区分される。また、同一の木材関連事業者であっても、部門や業務により第一種木材関連事業を行う部門又は業務と第二種木材関連事業を行う部門又は業務に分かれる場合もある。この場合、それぞれの部門又は業務ごとに、第一種木材関連事業を行う者又は第二種木材関連事業を行う者として、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなる。

なお、樹木の所有者及び樹木を伐採する事業者は木材関連事業者ではないが、合法性の確認に必要な情報を有している者であることから、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため不可欠な者である。これらの者も、これまで、ガイドラインに基づき取組を進めてきたところであり、木材関連事業者は、当該取組も活用し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に必要な情報の収集を行うことが必要である。

2 国が行う合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置
合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、法第十三条第一項各号に規定する事項を判断の基準として行う合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる登録木材関連事業者（法第二十条に規定する登録木材関連事業者をいう。以下同じ。）を増やしていくこと等により、合法性の確認等を行いやすい木材等を適切なコストで容易に入手できる供給体制を整えていくことが重要である。

このため、国は、登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行うものとする。また、木材関連事業者の登録実施機関への登録が促進されるよう、登録制度の周知、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なもの等の情報の収集及び公表を行うとともに、木材関連事業者のほか消費者まで幅広く情報の提供及び普及を行うものとする。

また、国内市場における木材等の流通の最初の段階に位置し、合法性の確認を行う第一種木材関連事業を行う者が登録を受け、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることが重要であることに鑑み、第一種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第一種木材関連事業に係る全

での事業部門、事務所、工場及び事業場並びに木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものとする。

さらに、国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮すると、可能な限り多くの木材関連事業者が登録を受けることが望ましい。このため、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業者を行う者が登録を受ける場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることを認めることにより、登録を促すものとする。

登録実施機関は、国の定めるところにより、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年一回報告を徴収するとともに、登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること等について、確認の必要があると登録実施機関が認める場合には、質問その他の方法により調査を行うことを、登録木材関連事業者と取り決めるものとする。また、登録実施機関は、当該報告又は当該調査の結果、必要があると認められるときは、登録木材関連事業者に必要な措置を請求し、当該措置を請求してもなお登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められない場合は、登録の取消しができるものとする。

国産材については、法第九条の規定により、樹木の所有者及び樹木を伐採する事業者等の素材生産販売事業者（法第二条第三項に規定する素材生産販売事業者をいう。以下同じ。）によって、木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報が提供されるため、原材料情報の収集等を比較的行いやすいと考えられる。国は、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）に基づき国産材の供給等に取り組むことにより、このような合法性の確認等を行いやすい木材等を利用できる環境を整備していくものとする。

(削る)

3 木材関連事業者が行う合法性の確認
合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われることとなるため、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から、第一種木材関連事業における合法性の確認が特に重要となる。一方で、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等を再確認することとなる。よって、両者における合法性の確認の方法は異なる。
また、合法性の確認が木材関連事業者の過大な負担とならないよう、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し、合法伐採木材等を適切なコストで容易に入手できる供給体制を整えていくことが重要である。

なお、合法性の確認の信頼性及び簡明性の担保の一環として、木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

第一種木材関連事業における合法性の確認は、以下の手順により実施することとする。

(1) 取り扱う木材等の原材料となっている樹木の樹種、伐採された国又は地域等の事項を記載した書類及び当該樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類の内容について、法第四条第二項の情報（以下「法令等情報」という。）等を踏まえ、確認を行うこと。

(2) (1)により、取り扱う木材等について合法性の確認ができれば、当該木材等を合法伐採木材等として取り扱い、合法性の確認ができなければ、次のいずれかの措置を実施すること。

イ 合法性の確認ができない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る追加情報を収集し、法令等情報等を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

ロ 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認ができた場合は、その旨を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受ける者等に提供する。第二種木材関連事業における合法性の確認は、当該書類等の内容の確認により行うこととする。

4 国が行う合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置
国は、木材関連事業者が行う合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施を促進するため、次に掲げる措置を実施する。

(1) 木材関連事業者の登録の促進

国は、登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行う。また、木材関連事業者の登録実施機関への登録が促進されるよう、登録制度の周知、登録木材関連事業者（法第十三条に規定する登録木材関連事業者をいう。以下同じ。）による取組のうちその状況が優良なものの情報の収集及び公表を行うとともに、木材関連事業者のほかに消費者まで幅広く情報の提供及び普及を行う。

また、我が国の木材等の流通において合法性の確認を最初に行う第一種木材関連事業を行う者が登録を受け、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることが重要であることに鑑み、国及び関係団体において第一種木材関連事業を行う者の登録を促す取組を重点的に行う。

(削る)

第一種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門、事務所、工場及び事業場並びに木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることとする。

また、国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮すると、可能な限り多くの木材関連事業者が登録を受けることが望ましい。このため、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることを認めることにより、登録を促す

登録実施機関は、国の定めるところにより、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年一回報告を徴収するとともに、登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること等について、確認の必要があると登録実施機関が認める場合には、質問その他の方法により調査を行うことを、登録木材関連事業者と取り決めることとする。また、登録実施機関は、当該報告又は当該調査の結果、必要があると認められるときは、登録木材関連事業者に必要な措置を請求し、当該措置を請求してもなお登録木材関連事業者が合法伐採

木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められない場合は、登録の取消しができる。

(2) 情報の提供等

国は、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な法令等情報を幅広く収集し、インターネット等の媒体を通じて提供する。また、法令等情報の収集及び提供を継続的に行うことにより、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用を確保するための措置の深化及び効率化を図り、合法伐採木材等の量を増やしていく。

また、国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、必要な指導及び助言を行い、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査を行う。

三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮され、もって地域及び地球の環境の保全に資するという意義を有する。

四 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮され、もって地域及び地球の環境の保全に資するという意義を有する。また、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、略称：SDG

s) において「つくる責任 つかう責任」（目標12）が掲げられるなど、資源利用において消費者の果たす役割が大きいことから、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に当たっても、法の意義等について国民の理解が醸成され、木材を利用する事業者を含め、消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である。

このため、国は、木材関連事業者、関係団体等との連携協力の下、法の意義や法に基づく事業者の取組等について、広く国民への普及及び啓発を図るものとする。 具体的には、セミナーの実施、パンフレットの配布、インターネット等の媒体を通じた情報の提供等を通じて、教育活動や広報活動等に取り組みものとする。

五 その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

1 適切な連携

国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、木材関連事業者や素材生産販売事業者、合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、有識者、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需給状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組みものとする。

また、国は、国際熱帯木材機関を始めとする国際機関と連携して、木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向

四 その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

1 適切な連携

国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、木材関連事業者や合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需給状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組み。

また、国は、国際熱帯木材機関を始めとする国際機関と連携して、木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向

<p>上に貢献するとともに、主要な木材生産国との間で、違法伐採の問題に関する情報交換及び意見交換を行う等、原産国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保及び国際協力を進めるものとする。併せて、民間レベルにおいても、国内の関係団体と海外の関係団体との間において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する情報交換を推進するものとする。</p> <p>2 基本方針の見直し</p> <p>国は、法の施行後<u>三年</u>を目途として、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本基本方針についても、その結果に基づき必要な場合に見直しを行うものとする。</p>	<p>上に貢献するとともに、主要な木材生産国との間で、違法伐採の問題に関する情報交換及び意見交換を行う等、原産国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保及び国際協力を進める。併せて、民間レベルにおいても、国内の関係団体と海外の関係団体との間において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する情報交換を推進する。</p> <p>2 基本方針の見直し</p> <p>国は、法の施行後<u>五年</u>を目途として、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本基本方針についても、その結果に基づき必要な場合に見直しを行う。</p>
---	--

附 則

この告示は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。